

和歌山県福祉サービス第三者評価機関認証要領

1 目的

この要領は、和歌山県において福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を行う者（以下「第三者評価機関」という。）の認証の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 福祉サービス第三者評価機関認証要件

知事は、次の（１）から（５）に掲げる要件を全て満たす者を、第三者評価機関として認証する。

（１）法人格を有すること。

（２）評価調査者に関し、次のアからエまでに掲げる要件を全て満たすこと。

ア 次の a 又は b に該当する評価調査者をそれぞれ 1 名以上設置すること。

a 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

b 福祉、医療若しくは保健に関する分野の有資格者又は学識経験者であって、当該業務を 3 年以上経験しているもの又はこれと同等の能力を有していると認められるもの

イ 評価調査者は、社会福祉法人全国社会福祉協議会又は和歌山県福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「委員会」という。）が行う評価調査者養成研修又は委員会が同等と認める研修を修了していること。

ウ 評価調査者（その候補者を含む。）は、評価調査者養成研修又は継続研修の修了後、3 年度以内に社会福祉法人全国社会福祉協議会又は委員会が行う評価調査者継続研修を修了していること。

エ その他

a 評価調査者に対して定期的な研修の受講の機会を確保すること。

b 一件の第三者評価に 2 人以上の評価調査者が一貫して当たること。

（３）事業内容に関する透明性を確保するために次のアからキまでの規程等を整備し、公開すること。ただし、アの評価調査者の氏名は非公開とすることができる。

ア 所属する評価調査者名簿（様式 1 の別表）

イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）

ウ 第三者評価の手法

エ 守秘義務に関する規程

オ 倫理規程

カ 第三者評価料金表

キ 第三者評価事業の実績

(4) 福祉サービスを提供していないこと。ここで「福祉サービス」とは、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 社会福祉法第2条の規定する社会福祉事業として提供されるサービス（同条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業及び同項第13号に規定する連絡又は助成を行う事業を除く。）

イ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス及び同条第22項に規定する施設サービスとして提供される全てのサービス

(5) 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等に対応できる体制を整備していること。

3 申請

認証の申請は、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」（様式1）に同申請書に記載する書類を添付して行うものとする。

4 認証

知事は、3の認証の申請があった場合には、2に規定する認証要件を全て満たしているかを委員会に調査させ、及び審議させ、その認証の可否を決定する。

また、知事は、認証することを決定したときは、当該認証の申請をした者に対して、その旨を「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」（様式2）により通知するとともに、和歌山県のホームページに認証登録簿（様式3）を掲載することにより、当該認証に係る情報を公表する。

5 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証の日から3年とする。

6 更新の申請

認証の有効期間の満了後も引き続き認証を受けようとする者は、知事に対して、当該認証の有効期間が満了する日までに「福祉サービス第三者評価機関認証更新申請書（様式4）」に同申請書に記載する書類を添付して提出するものとする。ただし、提出の時点において、当該認証の有効期間内における福祉サービス第三者評価を行った実績がない場合にあっては、認証の更新はできないものとする。

7 変更の届出

認証を受けた者（以下「認定第三者評価機関」という。）は、申請した内容に変更が生じた場合は、当該変更の事由が発生した日から30日以内に、「福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届」（様式5）に当該変更を証する書類を添付して提出するものとする。

8 認証の辞退

認証第三者評価機関は、第三者評価を行わなくなったときは、速やかに「福祉サービス第三者評価機関認証辞退届」（様式6）により、知事に対して、認証の辞退を届け出るものとする。

9 認証の取消し

知事は、認証第三者評価機関が次の（1）から（4）までのいずれかの事項に該当すると認めるとき、又は認証の辞退を届け出たときは、当該認証を取り消し、和歌山県のホームページに認証登録簿（様式3）を掲載することにより、当該取消しに係る情報を公表する。

（1）認定第三者評価機関が、1に定める認証要件を満たさなくなったとき。

（2）認定第三者評価機関が、第三者評価事業実績報告の提出を怠ったとき。

（3）認定第三者評価機関が、第三者評価事業の実施に関して、報告を拒否し、若しくは虚偽の報告をし、指示に従わず又は委員会の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（4）次のアからオまでに掲げる行為が行われたとき。

ア 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること。

イ 守秘義務に違反すること。

ウ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。

エ 社会福祉法、介護保険法その他社会福祉に関する法令に違反すること。

オ アからエまでに掲げる行為のほか、第三者評価事業の実施に関して不正な行為を行うこと。

(様式1)

福祉サービス第三者評価機関認証申請書

平成 年 月 日

和歌山県知事 あて

申請者 所在地
名称
代表者の氏名 印

福祉サービス第三者評価機関としての認証を受けたいので、和歌山県福祉サービス第三者評価期間認証要領に基づき下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

フリガナ				
名称				
事務所の所在地	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区			
申請者連絡先	電話番号		FAX番号	
法人の種別			法人所轄庁	
代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
			氏名	
担当者の職・氏名	職名		フリガナ	
			氏名	

添付書類

- 1 法人の定款又は寄付行為及び法人の登記簿謄本（6ヶ月以内のもの）
- 2 法人の役員名簿
- 3 第三者評価基準、第三者評価の手法、第三者評価結果の公表等の取扱い
- 4 評価調査者名簿（2名以上を記載すること。）別表
- 5 評価料金表
- 6 事業内容に関する規程（評価を実施するサービスの種別を含む）
- 7 守秘義務に関する規程
- 8 倫理規程
- 9 評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を記載したもの
- 10 評価事業の実績（実績のない場合は不要です）
- 11 法人事業計画書又は事業概要
- 12 法人の決算書
- 13 その他参考資料（法人パンフレット等）

(様式2)

第 号
平成 年 月 日

福祉サービス第三者評価機関認証通知書

(申請法人代表者) 様

和歌山県知事

平成 年 月 日付で申請がありました福祉サービス第三者評価機関の認証について、審査の結果、認証要件を満たしていると認めますので、和歌山県福祉サービス第三者評価期間認証要領に基づき通知します。

記

- 1 名 称
- 2 主たる事務所の所在地

(様式3)

認証登録簿

認証番号	第三者評価機関名	担当部署	所在地	電話番号	評価実施分野

(様式4)

福祉サービス第三者評価機関認証更新申請書

平成 年 月 日

和歌山県知事 へ

申請者 所在地
名称
代表者の氏名 印

和歌山県福祉サービス第三者評価機関としての認証を更新したいので、和歌山県福祉サービス第三者評価期間認証要領に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

フリガナ			
名称			
事務所の所在地	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区		
申請者連絡先	電話番号		FAX番号
法人の種別			法人所轄庁
代表者の職・氏名	職名		フリガナ
			氏名
担当者の職・氏名	職名		フリガナ
			氏名

添付書類

- 1 法人の定款又は寄付行為及び法人の登記簿謄本（6ヶ月以内のもの）
- 2 評価調査者名簿（2名以上を記載すること。） 様式1の別表

(様式5)

福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届

平成 年 月 日

和歌山県知事 へ

評価機関 所在地
名称
代表者氏名

印

平成 年 月 日付で認証を受けた事項（認証要件）について、下記のとおり変更しましたので、和歌山県福祉サービス第三者評価機関認証要領に基づき届け出ます。

変更事項	変更前	変更後

(注) 届出書に変更後の書類を添付してください。

(様式6)

福祉サービス第三者評価機関認証辞退届

平成 年 月 日

和歌山県知事あて

評価機関	所在地	
	名称	
	代表者氏名	印

平成 年 月 日付け 第 号で福祉サービス第三者評価機関の認証を受けましたが、認証を辞退しますので和歌山県福祉サービス第三者評価機関認証要領に基づき届け出ます。